

# くらしのちえ

第173号

2019年  
1月発行

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

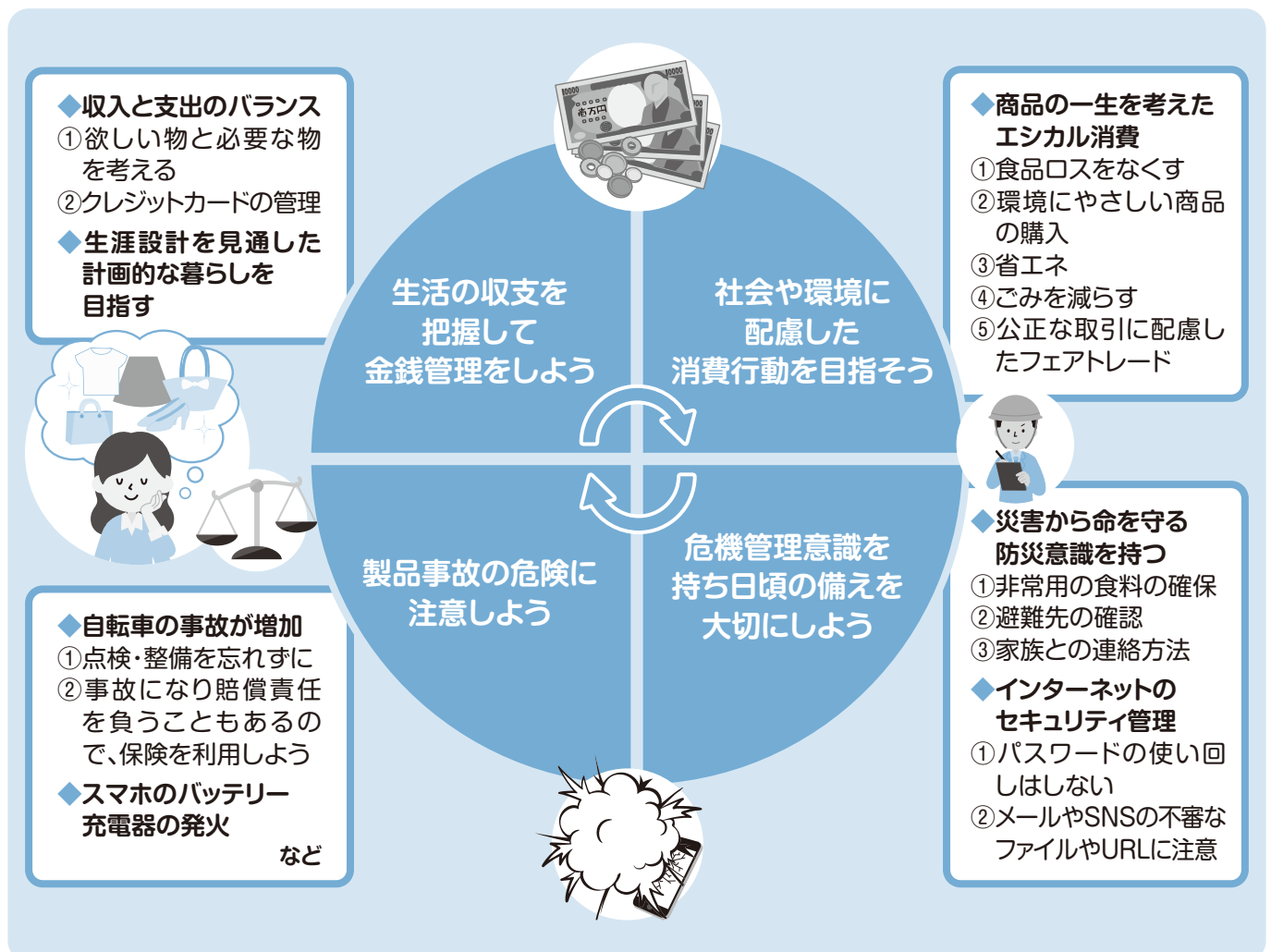
## 自分で考え、自立して行動できる消費者になろう!

～私たちの行動がよりよい社会を作ります～

私たちは毎日消費行動を行っており、身のまわりには、たくさんの物があふれています。インターネットでショッピングやゲーム等ができる便利な世の中ですが、反面、契約の内容が複雑で、理解できないまま申し込んでしまったという消費者トラブルも増加しています。

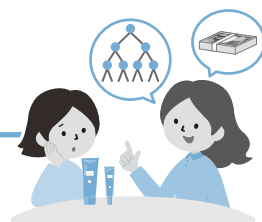
トラブルに巻き込まれないために、自分で考えて選択する力や適正な判断力を身につけましょう。

### 【日々の生活の中で考えてみよう】～安全・安心な生活ができる社会を目指して～



## 【若者をターゲットにする悪質な勧誘に注意!】～トラブル4事例～

悪質商法など関係ないと思っていても、あなたの身の回りにも危険が潜んでいることがあります。自分は大丈夫と思わず、トラブルにあったら消費生活センターに相談しましょう。



### ① マルチ商法

高校時代の友人に「久しぶりに会いたい」とカフェに呼びだされ、投資家という人を紹介された。海外取引で確実に儲かると説明され、28万円のDVDの購入をするように勧められた。また、新たに加入する人を紹介すればマージンが入ると言われた。お金がないと断ったが、「学生ローンで借りて払えばいい。儲かればすぐに返せる」と言われて借金した。しかし、全く儲からない。

**アドバイス** 大学等で友人を通じた高額な商品やサービスの勧誘が広がっており、未成年者取消ができない20歳になったばかりの若者がターゲットにされる傾向があります。「確実に儲かる、簡単に大金を稼げる」という投資はありません。

### ② エステティックサービス・美容医療のトラブル

路上で「アンケートに答えてほしい」と声をかけられた。お礼にエステの無料体験ができるというので、後日エステサロンに出向いたところ、高額な脱毛エステと化粧品の契約を勧められ、クレジット契約を結んだ。毎月の支払いが苦しいので解約したい。



**アドバイス** 駅前や街頭で声をかけ、店や事務所に同行し契約させる商法を、「キャッチセールス」といいます。特定商取引法の規定により、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフすることができます。なお、キャッチセールスでは、最初に勧誘する目的を告げなければなりません。

### ③ サイドビジネス商法

自宅で簡単に副業ができるというネット広告を見て問合せたところ、情報商材\*の購入が必要と説明され、クレジットカードで20万円を決済した。やめたいと言ったが返金はできないと言われた。



**アドバイス** ネット上では「何もしなくても収入が得られる」「将来までずっと収入保証」等の広告が数多く見られますが、情報商材\*等は、購入して実際に見るまで中身が確認できません。安易に信じて資料請求したり、高額な契約をしないように注意しましょう。

\*ネット上で、副業・投資・ギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等として販売される情報のこと。

### ④ スカウト詐欺

「エキストラ募集」という芸能事務所のネット広告を見て応募したら、面接があり合格したと呼び出されて事務所に行った。「タレントになるためのレッスンが必要」と勧められ、40万円かかると言われたが、仕事を紹介するからすぐに元が取れると言うので支払った。アルバイトのつもりだったのに高額な契約になった。

**アドバイス** 仕事を紹介するので収入が見込める、そのために商品・サービスが必要と言って契約をさせることは、業務提供誘引販売取引として規制の対象です。20日間のクーリング・オフ期間がありますが、事業者がこのような規定を理解しておらず、返金されないケースも多いので注意が必要です。

## 【チェックテスト】あなたの生活をチェック!

～消費者トラブルに合わない自信はある?～

	YES	NO
1. よく衝動買いをする		
2. 物を買うときは、ブランド名にこだわる		
3. 表示を見ないで、衣類や食品を購入することが多い		
4. 人から勧められると断れない		
5. 面倒なので取扱説明書は読まない		
6. 口約束では契約にならないと思う		
7. 1時間以上、スマホを使い電話やメールをすることがある		
8. クーリング・オフが何のことかわからない		
9. 親しい友人にならクレジットカードを貸してもよい		
10. 「省エネ」というけれど、自分ひとりくらいががんばっても仕方ないと思っている		

※YESが9～10個の人は、生活を見直して消費生活の知識をしっかりと身につけましょう。

6～8個の人は、頭ではわかっているが実行が伴わないタイプなので、誘惑に負けないようにかしい消費生活を送りましょう。

(参考)全国大学生生活協同組合連合会「ダメされないチカラ養成HandBook」

## 【民法改正法案が成立】～成年年齢が18歳に引き下げられます～

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が、2022年4月1日から施行されます。(選挙権は、すでに18歳からとなっています。)

2004年4月2日生まれ以降の人は、18歳の誕生日に成年に達することになります。

### ◆お酒やたばこ、競馬や競輪等に関する年齢制限については20歳のままです

健康被害への懸念や、ギャンブル依存症対策などの観点から従来のままです。



### ◆未成年者取消権は17歳以下の若者しか使えなくなります

成年年齢が引き下げられると18歳、19歳の若者は、親の同意がなくてもクレジットカードやローンの申込みが可能になるので、自分の判断で高額な商品を購入できるようになります。一方で未成年者であることを理由に契約の取消ができなくなるので、取引経験の浅いまま18歳の誕生日を迎えた直後の若者が、悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。

## 悪質商法から身を守るために賢い消費者になろう!

- ・友人からの誘いでも、必要なければキッパリ断る。
- ・ネットの情報を安易に信じず、情報は必ず自分で確認する。
- ・楽をして儲かるようなことはないかと肝に銘じ、甘い話を鵜呑みにしない。





# 小・中学生消費者啓発のための標語コンクール 優秀賞作品の発表



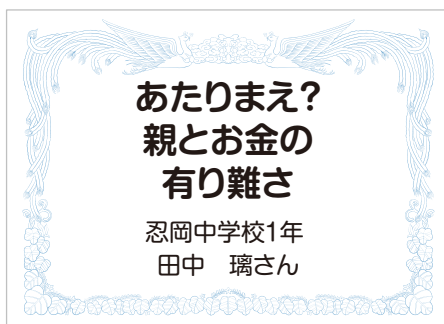
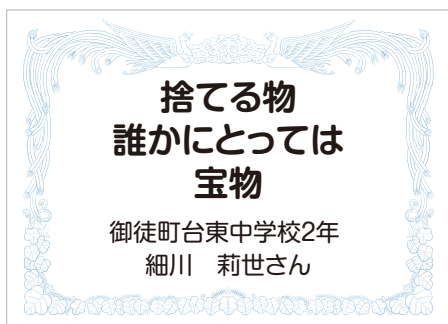
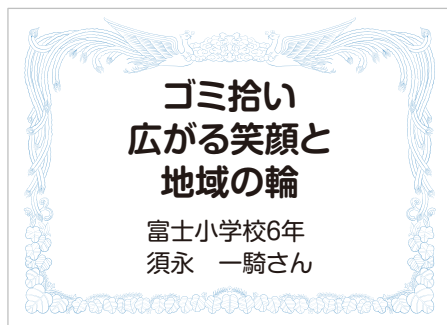
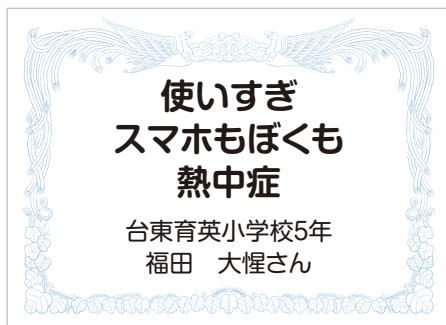
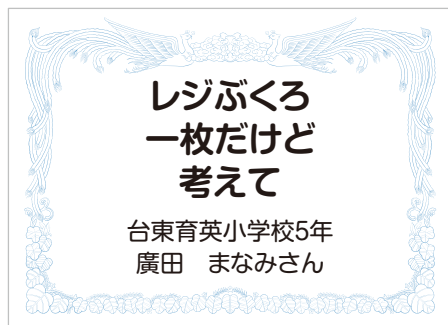
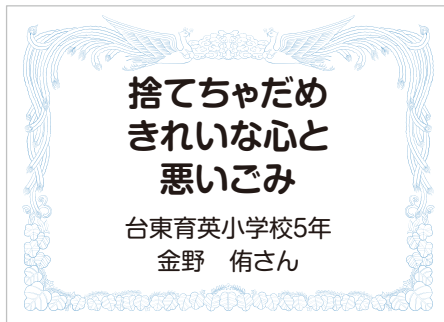
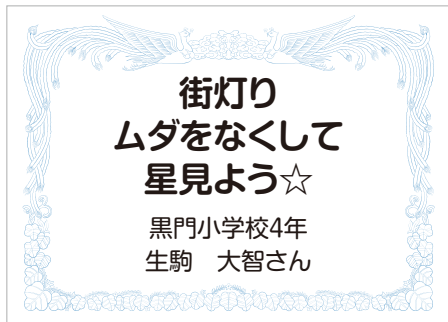
区内の小学生(4年生以上)・中学生を対象に消費者啓発のための標語を募集し、小中学生合わせて599名から応募がありました。

10月12日、13日で開催した「台東区消費生活展」の来場者や区ホームページからの投票により下記の7作品が優秀賞作品に決定しました。

おめでとうございます



## —優秀賞作品—



たくさんのご応募ありがとうございました。

## 台東区消費生活センター

相談専用電話 (03)5246-1133

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



**注意!** 総合消費料金に関する  
訴訟最終告知のお知らせ

などの架空請求のはがきが送付されています。  
こんなはがきが届いても無視しましょう。

不安な場合は  
台東区消費生活センターに  
ご連絡ください。

